市町村	算式
	O＝｛126.00×（u－t）－0.71｝＋（15.50×u－9.52） ｛126.00×（u－t）－0.71｝に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、3を超える場合は3とし、1に満たない場合は1とし、（15.50×u－9.52）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が1を超える場合には1とし、負数となるときは0とする。
	算式Ⅵの符号 t　平成12年10月1日現在における若年者就業率 u　平成27年10月1日現在における若年者就業率 P　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数が3を超える場合は3とする。）
	算式Ⅶ P＝｛94.34×（w－v）－9.54｝＋（13.91×w－10.09） ｛94.34×（w－v）－9.54｝に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合は3とし、1に満たない場合は1とし、（13.91×w－10.09）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が1を超える場合には1とし、負数となるときは0とする。
	算式Ⅶの符号 v　平成12年10月1日現在における女性就業率 w　平成27年10月1日現在における女性就業率 α　平成29年改正前の省令附則第十九条の十四の二第七項の表都道府県の項の算式によつて算定した経常態容補正Ⅱの率と同一の率 β　次の算式Ⅷによつて算定した率（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、1.500を超える場合は1.500とし、1.000に満たない場合は1.000とする。）。ただし、平成26年度から平成28年度の各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を3で除して得た数（小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が0.51以上となる場合は1.000とする。 算式Ⅷ β＝1＋｛（0.4×A＋0.075×B＋0.075×C＋0.075×D＋0.075×E＋0.075×F＋0.075×G＋0.075×H＋0.075×I）－1｝／2

市町村	算式
	O＝107.00×（u－t）＋3.38
	算式Ⅵの符号 t　平成12年10月1日現在における若年者就業率 u　平成22年10月1日現在における若年者就業率 P　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。）
	算式Ⅶ P＝110.50×（w－v）－1.57
	算式Ⅶの符号 v　平成12年10月1日現在における女性就業率 w　平成22年10月1日現在における女性就業率